

別表1-③ 【遺品整理事業】（第7関係）

項目	基準	提出書類	確認
1. 組織体制	<p>遺品整理事業を行う場合、次のいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 甲府市内に本店、支店又は営業所等を有すること。</p> <p>(2) 一般廃棄物収集運搬業許可を取得している、または許可業者と提携していること。</p> <p>(3) 責任をもって遺品整理等を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 様式第6号「営業の概要」を提出する。 	
2. 契約の締結	<p>次のいずれについても、正確かつ分かりやすく、公表していること。</p> <p>(1) 提供するサービスの内容</p> <p>(2) サービスごとの費用</p> <p>(3) 相談受付場所・連絡先</p>	<ul style="list-style-type: none"> 左欄の(1)～(3)について、内容が分かるチラシや事業者のウェブサイト等に掲載している写しを提出する。 	
3. 契約の履行	<p>契約履行について、遺品整理サービス提供後、速やかに、内容が分かる書類を添えて、市に報告することができること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遺品整理を実施した日時、場所、費用等の内容が分かる書類を写真を添えて提出する。 	
4. 生前契約費用の管理	<p>1 利用者の生前契約費用を管理している場合、次のいずれも満たしていること。</p> <p>(1) 生前契約費用の管理について、仕組みを整備していること。</p> <p>(2) 事業者の運営資金とは区別して管理していること。</p> <p>(3) 自社の専用口座で管理する場合には、個々の利用者ごとに出入金の記録を保存・管理していること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生前契約費用の管理について、仕組みが分かるものを提出する。 事業者の運営資金とは区別して管理していることが分かるものを提示する。 事業者の専用口座で管理する場合には、個々の利用者ごとに出入金の記録を保存・管理していることが分かるものを提示する。 	